

長浜市告示第257号

旧高月中学校跡地利活用事業プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年4月15日

長浜市長 浅見 宣義

旧高月中学校跡地利活用事業プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧高月中学校跡地（以下「跡地」という。）の利活用に当たり、プロポーザル方式により、跡地を最も有効に利活用できる事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。次条第5号において「規則」という。）に定めるもののほか、旧高月中学校跡地利活用事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要項、評価基準等に関すること。
- (2) 提案事業を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 提案事業の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 提案事業の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。第6条において同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 有識者2人
- (2) 地域住民代表2人
- (3) 未来創造部次長
- (4) 都市建設部次長
- (5) 教育委員会事務局次長
- (6) 総務部次長

(委員の責務)

第4条 委員は、候補者の選定に当たって提案事業の内容を総合的に判断するとともに、公平性の確保に努めなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行し、候補者の選定について市長へ答申した日の翌日をもってその効力を失う。